



京都市内に本店又は主たる事務所をお持ちの
貨物自動車運送事業を主に営まれる
中小企業・個人事業者の皆様へ

地域の**物流**を支えていただいている皆様を支援!

京都市中小企業等 総合支援補助金

(地域の物流を支える事業者向け)

受付締切

令和4年

10/31

まで



燃料費

光熱水費



車両修繕費

人件費



事務所等
 の家賃

補助金の概要

などに幅広くご利用いただけます!



補助対象者

貨物自動車運送事業を
 主たる事業とされている
 市内中小企業・
 個人事業者の方



補助対象経費

事業の継続に
 必要な経費



補助率

10/10

裏面に記載の詳細もご覧ください。



補助上限額

法人 **10**万円
 個人事業者 **5**万円

ぜひ一度ご相談ください!

京都市中小企業等
 総合支援補助金事務局

050-2018-8102 又は

0570-023-107 (9時~17時:土日祝日除く)

「売上高が減少した事業者向け」のチラシもご覧ください

京都市中小企業等総合支援補助金

市民生活や多くの事業者の方々の事業活動の基盤となる、地域の物流を支えていただいている事業者の皆様に、燃料費や車両修繕費をはじめ、光熱水費、人件費、事務所等の家賃、資金調達コスト等事業の継続に要する経費に、幅広く活用いただける補助金です。

ただし、以下の経費は対象外となります。

- 損失補填 ● 公租公課 ● 飲食及び接待費 ● 金券類及び印紙購入に要する費用
- 京都市外に所在する不動産の購入費、原状回復費、賃借料、敷金、礼金及び更新料
- 京都市外に所在する事業所における光熱水費、通信料及び人件費
- 専ら娯楽や趣味等のためと考えられる費用(ゲーム機、楽器、書籍、漫画、雑誌、玩具、愛玩動物、観賞用植物、理美容関係費用等) ● 福利厚生に係る経費 ● 雇用削減を伴う事業に係る経費
- その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用

補助金の詳細

対象者

京都市内に本店又は主たる事務所を有する中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者で、直近の事業年度の売上高において、貨物自動車運送事業による売上高が最も多い方(貨物自動車利用運送専業の方は除く)

※令和3年10月1日～令和4年6月30日の間に貨物自動車運送事業を開始した方は、本補助金の申請日が属する月の、直前3か月間の平均の売上高において、貨物自動車運送事業による売上高が最も多い方

補助上限額

法人	個人事業者
10万円	5万円

補助率

10/10

補助対象期間等

令和4年4月1日(金)～同年9月30日(金)に支払、納品等がなされた経費
※可能な限り、市内調達をお願いします。

申請方法

1者1回限り申請可能
支払、納品等がなされた後に
申請いただく「事後申請方式」

申請書※と、領収書など必要書類を郵送いただくか、WEB申請フォームの入力により申請してください。
審査のうえ、対象となる経費に補助金をお支払いします。
<郵送先>604-8799

中京郵便局留め「京都市中小企業等総合支援補助金」事務局宛て

※申請書は、HPからダウンロード可能です。
区役所等にも配架しています。



HP
はこちら

申請期限

令和4年10月31日(月)

お問合せ先

京都市中小企業等
総合支援補助金事務局
(9時～17時:土日祝日除く)
050-2018-8102又は
0570-023-107

